



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 京三製作所
代表者名 取締役社長 西川 勉
(コード番号 6742 東証・大証第 1 部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 渡邊 弘一
(TEL. 045 - 501 - 1261)

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に係る基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、ガバナンスの優れた企業とは「株主価値の最大化を目的としながらも、CSR を前提とした長期的な視点から、フェアでオープンな事業活動を通じてあらゆるステークホルダーにとっての企業価値を高める経営を行う企業である」という理念に基づいて、健全かつ機能性に優れたコーポレート・ガバナンスおよび企業活動の透明性、健全性を確保する企業倫理体制の構築に努めております。

2. コーポレート・ガバナンス体制および内部統制システム

当社は監査役設置会社であり、取締役会、監査役および監査役会を中心として、当社にふさわしいコーポレート・ガバナンス体制の維持に努めております。

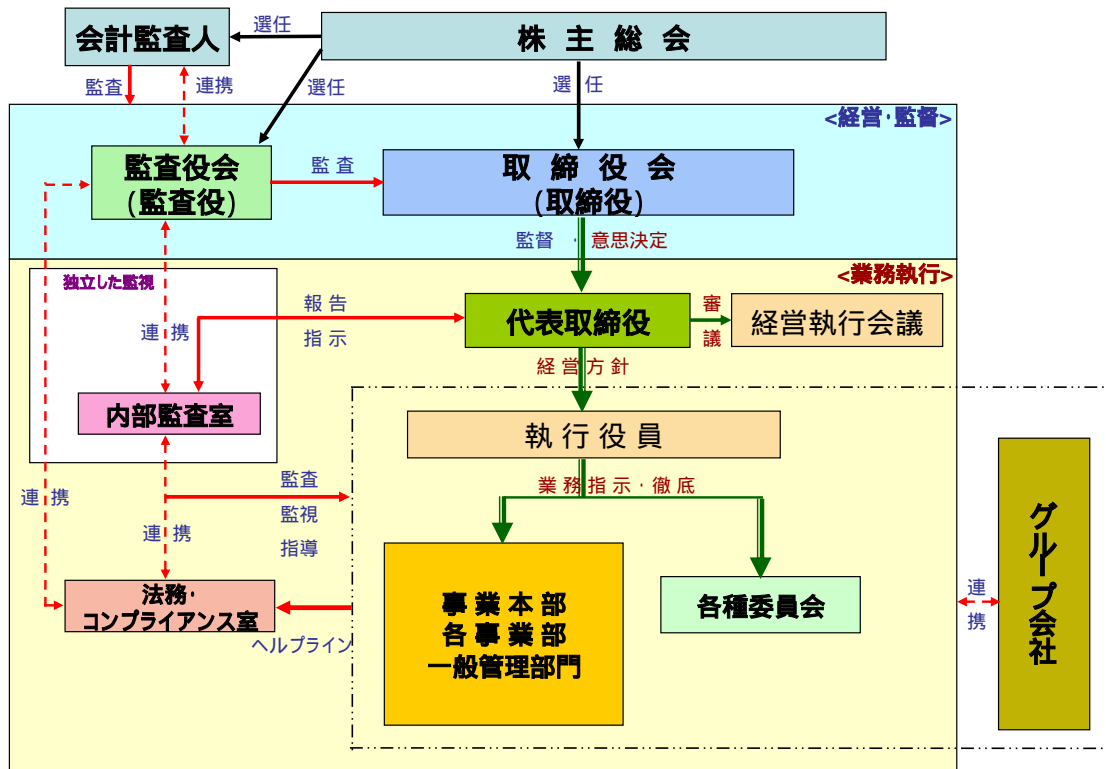
平成 16 年 6 月 29 日から執行役員制度を導入し、取締役数を削減するとともに最高意思決定と経営監督を行う取締役会の機能向上・活性化と、執行役員による業務執行のさらなる高度化・迅速化を図り事業遂行しております。

具体策としては、平成 14 年 4 月 25 日に「株式会社京三製作所企業行動基本規程」を制定し、また、10 月 1 日には企業倫理と法令遵守の体制強化のためにコンプライアンス室(現 法務・コンプライアンス室)を設置し、平成 17 年 1 月 1 日に「株式会社京三製作所コンプライアンス宣言」を表明し、「コンプライアンス基本規程」を制定いたしました。

平成 17 年 4 月 1 日には個人情報保護の法的要請に鑑み、個人情報保護方針を宣言すると同時に「株式会社京三製作所個人情報保護規程」を定め、全役職員に徹底させております。

同時に内部監査室を設置し、業務の有効性・効率性および適合性、並びに遵法性を検証し、併せてリスク管理の対応を可能にいたしました。内部監査室は監査役との相互連携を強化し、経営の透明性・健全性の向上に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制を基軸とする内部統制の相関図



取締役会

取締役会は7名の取締役で構成しております。

取締役会は毎月1回定時開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営計画に関する事項をはじめ、組織、制度、人事、財務、設備、労働協約など重要事項について審議・承認・決定するとともに、業務執行を監督しております。

経営執行会議

経営執行会議は、取締役、執行役員、常勤監査役、その他代表取締役の指名する者で構成しております。

経営執行会議は月2回定時開催するほか必要に応じて臨時に開催し、取締役会で決定された経営重要事項を確実に執行するための執行レベルの意思決定、執行手法の協議および実施状況の確認、取締役会に付議すべき事項、営業・技術・生産・その他重要事項、代表取締役特命事項など重要な事項について審議しております。

監査役会

監査役会は監査役4名（社外監査役3名を含む）で構成しております。

監査役会は監査の方針などを決定し、各監査役の監査状況などの報告を受けるほか、会計監査人からは随時、監査に関する報告を受けております。

監査役は取締役会、経営執行会議、その他の経営にかかる重要会議に出席し、経営の健全性や意思決定プロセスの透明性を監査するとともに、取締役が行う職務執行における適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行っております。また、取締役からの報告の聴取、重要な決裁書類の閲覧などにより監査を実施する一方、内部監査室、法務・コンプライアンス室と定期的に情報交換を行い重要事項の把握を行っております。

3. 内部統制システムおよびリスクマネジメント管理体制の充実

当社は、高い水準での企業倫理を保持するとともに、法律、社会ルールを遵守して行動することを重要事項と考えており、グループ会社を含めた内部統制システム構築のため平成18年5月に「内部統制システム構築プロジェクト」を発足させ、全ての業務の見直しを進めます。

また、リスク管理体制の整備の重要性を再認識し、リスク重視の観点から社内の各種委員会機能の更なる充実を図りリスク管理対策を進めるとともに、法務・コンプライアンス室、内部監査室は、グループ会社も対象にした監査機能の充実を図ってまいります。

コンプライアンス

当社は、法令、規則、社会・企業の倫理規範および企業行動基本規程などの遵守を社内に徹底させる体制強化に努めております。

法務・コンプライアンス室は、法令遵守のためのコンプライアンス教育の企画、立案、実施とともに、コンプライアンス相談・通報窓口（ヘルプライン）としてあらゆる階層の役職員に対してコンプライアンス意識の向上を図っております。

なお、具体的な法的問題については、必要に応じて法律顧問（弁護士）などの専門家から助言を受けております。

内部監査

当社の業務執行におけるリスクを評価し、業務の有効性・効率性の評価と適合性、並びに遵法性の監査を行う内部監査室を設置し、監査活動を通じて改善要求・提言を行っております。また、監査役と定期的に連絡会を開催し情報交換を行っております。

監査活動は、今後グループ会社を含めた内部統制システムの整備状況の監査に拡大いたします。

4. 内部統制システム整備決議事項

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- （1）法務・コンプライアンス担当役員は、全役職員に法令・定款の遵守、並びに企業倫理を尊重する指針としての「コンプライアンス基本規程」及び「企業行動基本規程」の周知徹底を図る。
- （2）法務・コンプライアンス室は、「コンプライアンス基本規程」に則り、グループ会社の全役職員を対象にコンプライアンス教育・体制整備を行い、コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要な問題を審議し、取締役会に報告する。
- （3）法務・コンプライアンス室はヘルプラインを拡充し、通報などの情報確保を行う。
- （4）内部監査室は、コンプライアンスの状況を適宜監査し、その結果を代表取締役社長に報告し当該部門に改善を求める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- （1）取締役及び執行役員の職務執行に係る文書並びに情報の保存及び管理は、別途定める「文書管理規程」に基づき総務担当役員が適切に管理する。
- （2）取締役、執行役員及び監査役は、保存及び管理された文書並びに情報を常時閲覧できる体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- (1) リスク管理担当役員を任命し、グループ全体のリスク管理体制の充実・強化を行う。
- (2) リスク管理担当役員はリスク管理に関わる規程を制定し、事業遂行上のリスク管理に関する基本方針や体制を定める。
- (3) 当該部門及び各委員会は、規程、ガイドライン、マニュアル等の整備・充実を図る。
- (4) 内部監査室は、リスクマネジメント状況の監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

- (1) 取締役及び執行役員は年度経営計画に基づき、経営目標達成のために具体的実施事項を策定し、確実に実行する。
- (2) 取締役及び執行役員は、その執行状況を四半期毎に経営執行会議で報告し、取締役会がこれを審議・承認する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

- (1) 経営方針の伝達、年度経営計画策定などのため、定期的にグループ会社と連携会議を開催する。
- (2) 経営企画部は「関係会社管理規程」を整備し、必要に応じてグループ会社の管理を行う。
- (3) 内部監査室は監査対象をグループ会社にも展開し、業務監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号)

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号)

- (1) 監査役は内部監査室と密接に連携し、必要に応じて情報入手し協議する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)

- (1) 取締役は、グループ会社に重大な影響を及ぼす懸念が存在する場合は、監査役にその内容を速やかに報告する。また、ヘルプラインによる使用人からの通報状況については、速やかに監査役に報告を行うことのできる体制とする。
- (2) 監査役は重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、内部監査室及び法務・コンプライアンス室と定期的に情報交換を行い、密接に連携する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)

- (1) 監査役は、代表取締役、取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時事情聴取する。
- (2) 監査役は、「内部監査規程」に則り、内部監査室との密接な連携により監査役監査の実効性確保を図る。

以上

- (注) 取締役会及び監査役会の構成につきましては、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 141 回定時株主総会終結後、取締役会は社外取締役 1 名を含む取締役 9 名、監査役会は社外監査役 2 名を含む監査役 4 名で構成する予定です。